

一 船主相互保険組合法施行令（昭和二十五年政令第二百七十七号）

改正案

現行

| | | | | | |
|--|-----------|--|---------|--|---|
| | | <p>（役員等について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p>第八条 法第四十条の規定において役員について会社法第三百六十一条第一項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | | |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える会社法の規定 | 読み替える字句 | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 |
| | | <p>第二百六十一条第一項及び第四項</p> | 取締役 | <p>第二百六十一条</p> | <p>役員（船主相互保険組合法第三十五条第一項に規定する役員をいう。）</p> |
| <p>2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | <p>2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | <p>2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える会社法の規定 | 読み替える字句 | 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 第三百八十九条 電磁的記録を 第四項第二号 | 電磁的記録（船主相互保険 組合法第十三条第二項に規 定する電磁的記録をいう。 ）を |
|-----------------------------|--|

（清算人について準用する法等の規定の読替え）
 第十一条 法第四十八条第二項の規定において清算人について法第三
 十五条の三第六項及び第三十八条の二第四項の規定を準用する場合
 におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす
 る。

| | | |
|----------------|-----------------|--------------|
| 読み替える法の 規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十五条の三 第六項 | 組合長、副組合長 | 清算組合長、清算副組合長 |
| (削る) | (削る) | (削る) |
| | (削る) | (削る) |
| 第三十八条の二 | 理事以外の理事又は監 事 | 清算人以外の清算人 |

| | |
|-----------------------------|--|
| 第三百八十九条 電磁的記録を 第四項第二号 | 電磁的記録（船主相互保険 組合法第十三条第二項に規 定する電磁的記録をいう。 ）を |
|-----------------------------|--|

（清算人について準用する法等の規定の読替え）
 第十一条 法第四十八条第二項の規定において清算人について法第三
 十五条の三第六項及び第三十八条の二第四項の規定を準用する場合
 におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとす
 る。

| | | |
|-------------------|------------|------------------------------|
| 読み替える法の 規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第三十五条の三 第六項 | 組合長、副組合長 | 清算組合長、清算副組合長 |
| 第三十八条の二 第四項第二号 | 組合員外理事 | 組合員外清算人 |
| | 組合員等と | 組合員等又は内閣府令で定 める業務を執行する理事と |
| 第三十八条の二 | 組合員外理事又は監事 | 組合員外清算人 |

| | | |
|---|------------------|---|
| <p>2 法第四十八条第二項の規定において清算人について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | <p>第四項第三号 事</p> |
| <p>読み替える会社法の規定</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>第三百八十九条 第四項第一号</p> | <p>電磁的記録を</p> | <p>電磁的記録（船主相互保険 組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。 ）を</p> |
| <p>2 法第四十八条第二項の規定において清算人について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> | | <p>第四項第三号</p> |
| <p>読み替える会社法の規定</p> | <p>読み替えられる字句</p> | <p>読み替える字句</p> |
| <p>第三百八十九条 第四項第一号</p> | <p>電磁的記録を</p> | <p>電磁的記録（船主相互保険 組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。 ）を</p> |